

〈国民健康保険 入院時食事療養費・生活療養費〉

令和8年6月1日より適用

入院したときの食事代等（1食あたり）※1

所得区分	食費（1食あたり）
現役並み所得者・一般	550円
住民税非課税または低所得者Ⅱ※2	270円
住民税非課税または低所得者Ⅱ※2 （90日以上を超える入院があり、申請手続きをした方）※3	220円
低所得者Ⅰ※2	130円

※1 マイナ保険証をお持ちの方は、自動で所得区分による食費が適用されます（手続不要）

※2 マイナ保険証をお持ちでない方は、証の発行手続きが必要です

※3 マイナ保険証の有無にかかわらず、申請手続きが必要です

65歳以上の方が療養病床に入院したときの食事代（1食あたり）及び居住費（1日あたり）

所得区分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み所得者・一般	550円	430円
住民税非課税または低所得者Ⅱ （証の提示をした方）	270円	
低所得者Ⅰ	160円	